

地籍調査の成果品（写し） 交付申請書

令和 年 月 日

七尾市長 茶谷 義隆 様

住 所

氏 名

公用申請

* 七尾市手数料条例第6条に該当する際にチェック

下記の地籍調査成果品（写し）の交付を申請します。

併せて、測量法第44条に規定する当該公共測量の成果の使用も申請します。

	市	町	丁目・大字 字	地 番	成果品(写し)の種類 □内に✓印を記入	請求数
1	七尾市				<input type="checkbox"/> 一筆図形	
					<input type="checkbox"/> 地籍図	
					<input type="checkbox"/> 地籍集成図	
2	七尾市				<input type="checkbox"/> 一筆図形	
					<input type="checkbox"/> 地籍図	
					<input type="checkbox"/> 地籍集成図	
3	七尾市				<input type="checkbox"/> 一筆図形	
					<input type="checkbox"/> 地籍図	
					<input type="checkbox"/> 地籍集成図	
4	七尾市				<input type="checkbox"/> 一筆図形	
					<input type="checkbox"/> 地籍図	
					<input type="checkbox"/> 地籍集成図	
5	七尾市				<input type="checkbox"/> 一筆図形	
					<input type="checkbox"/> 地籍図	
					<input type="checkbox"/> 地籍集成図	
その他の成果品(写し) を必要とする場合に使用						

○ 合計金額

一筆図形 (1筆) 300円 交付数 金額
 地籍図 (1枚) 300円 × 筆・枚 = 円
 地籍集積図 (1枚) 300円

* 地籍調査の成果品（写し）は、地籍調査が完了した際に作成された筆界点の座標を基に作成しています。そのため、法務局が発行する図面等と異なることがあります。

○ 監理課使用欄

上記にて申請のあった地籍調査の成果品（写し）を発行してよろしいか。
併せて、当該測量成果の使用を承諾してよろしいか。

監理課長	監理課	担 当